

みどりの食料システム法第 16 条第 2 項第 3 号に基づく特定区域の設定に係る「滋賀県みどりの食料システム基本計画」改正案の公告・縦覧について

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）（みどりの食料システム法）第 16 条第 2 項第 3 号の規定により、特定区域を設定するため、同法第 16 条第 1 項に基づく基本計画である「滋賀県みどりの食料システム基本計画」の改正案を、同第 3 項の規定により公告し、一般の縦覧に供します。

当該改正案について、意見がある場合は、縦覧期間の満了日までに意見書を提出することにより、意見を申し立てることができます。

1 縦覧する資料

- ・「滋賀県みどりの食料システム基本計画」改正案
- ・別紙 3（特定区域設定地域）
- ・新旧対照表

2 当該特定区域において実施する事業活動の内容

- ・「滋賀県みどりの食料システム法」改正案の別紙 3 のとおり

3 縦覧の場所

- ・滋賀県 HP（URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/gc00/6893.html>）
- ・甲賀市 HP（URL：<https://www.city.koka.lg.jp/27326.htm>）
- ・東近江市 HP（URL：
https://www.city.higashiomi.shiga.jp/sangyou_business/nougyou_gyogyo/1003743/1011228/1012566.html）
- ・高島市（縦覧は農業政策課、掲示（公告）は市役所及び各支所掲示板、HP）
HP（URL：<https://www.city.takashima.lg.jp/soshiki/norinsuisambu/nogyoseisakuka/6/15919.html>）

4 縦覧期間（意見書の提出期間）

令和 8 年 10 月 26 日（月）から令和 8 年 11 月 9 日（月）まで

5 意見書の提出先・問合せ先及び提出方法

(1) 提出先・問合せ先

- ・〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号（滋賀県庁本館 4 階）
滋賀県農政水産部 みらいの農業振興課
- ・〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053
甲賀市 産業経済部 農業振興課
- ・〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10-5
東近江市 農林水産部 農業水産課
- ・〒520-1521 滋賀県高島市新旭町北畑 565
高島市 農林水産部 農業政策課

(2) 次のいずれかの方法により日本語で提出願います。様式はございませんが、住所、氏名および電話番号を記載願います。

- ・郵送：(1) のいずれかあて提出
 - ・ファックス：077-528-4882（滋賀県農政水産部 みらいの農業振興課）
0748-63-4592（甲賀市 産業経済部 農業振興課）
0748-23-8291（東近江市 農林水産部 農業水産課）
0740-25-8519（高島市 農林水産部 農業政策課）
 - ・電子メール：organic@pref.shiga.lg.jp（滋賀県農政水産部 みらいの農業振興課）
koka10355000@city.koka.lg.jp（甲賀市 産業経済部 農業振興課）
noshin@city.higashiomi.lg.jp（東近江市 農林水産部 農業水産課）
nousei@city.takashima.lg.jp（高島市 農林水産部 農業政策課）
- 以上